

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 12年度固定資産税の評価替え

**Q** : 固定資産税の12年度評価替えでの基礎となる基準宅地の評価額が決定したようですが、やはり評価額は下落しているのでしょうか。

**A** : 基準宅地の評価額は、11年度に比べ全国平均で14.2%の下落となっています。

#### 【解説】

固定資産税の課税対象は毎年1月1日現在で所有する土地、建物、償却資産で、このうち、土地については原則として3年に1度評価替えを行います。

ただし、前回9年度の評価替えに伴い、10年度又は11年度においても地価が下落している場合には、前年度の価格に修正を加えた評価額を用いることができることとされました。

12年度の基準宅地の評価額は、全国平均で14.2%の下落となっていますが、これは11年度の評価替えと比べてです。前回の9年度の評価替えに比べると実に33.2%の下落となります。

今回、下落幅の最も大きかったのは石川県で、11年度の評価替え時より32.8%下落しています。次いで北海道の31.7%、京都府の29.0%と続いています。

全国で唯一評価額が上昇した東京都でも、その上げ幅はわずか0.2%にとどまっています。

このところの地価下落傾向に歯止めがかかっていないことが浮きぼりになりました。

